

大月市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱をここに公布する。

平成27年10月2日

大月市消防長 上原 敏秀

大月市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指導基準（第3条—第15条）
- 第3章 乗務員の講習（第16条—第21条）
- 第4章 認定等（第22条—第33条）
- 第5章 その他（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、大月市消防本部管轄区域内の民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者をいう。
- (2) 患者等搬送事業 患者等を搬送するため必要な特別の構造又は設備を備えたストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車又は車椅子のみを固定できる自動車を使用し、患者等を搬送する事業をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う者をいう。
- (4) 乗務員 ストレッチャー及び車椅子を固定できる自動車に乗務し、搬送業務に従事する者をいう。
- (5) 乗務員（車椅子専用） 車椅子のみを固定できる自動車に乗務し、搬送業務に従事する者をいう。
- (6) 患者等搬送用自動車 ストレッチャー及び車椅子を固定できる自動車をいう。
- (7) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 車椅子のみを固定できる自動車をいう。

第2章 指導基準

（指導）

第3条 消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、本章に定める指導基準に基づいて必要な指導を行うものとする。

(患者等搬送事業の基本原則及び制限)

第4条 患者等搬送事業の基本原則及び制限については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。ただし、医師が同乗する場合は、この限りでない。
- (2) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。
- (3) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）、パンフレットその他これに類するものには、救急隊と同レベルの緊急の業務を行っているとして市民に誤解を与えるような表示はしないこと。
- (4) 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、サイレン及び赤色灯の装備をする等、救急自動車と紛らわしい外観を呈しないこと。

(応急手当の実施)

第5条 患者等搬送事業者は、患者等の搬送業務を行うにあたって患者等の症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急かつやむを得ない場合は、必要最小限度の応急手当を実施するものとする。

(消防機関との連携)

第6条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、かかりつけの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請するものとする。

- (1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合。なお、この場合は、患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し、搬送業務に従事する者を派遣すること。
- (2) 要請者の依頼場所に到着時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合
- (3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合

(乗務員の要件)

第7条 乗務員は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 別表第1の1に掲げる消防機関の行う適任者講習（以下「適任者講習」という。）を修了し、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号の1。以下「適任証」という。）の交付を受けた者
- (2) 別表第2に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者（以下「特例認定者」という。）

2 乗務員（車椅子専用）は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 別表第1の2に掲げる消防機関の行う適任者講習を修了し、患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（様式第1号の2。以下「適任証（車椅子専用）」という。）の交付を受けた者
- (2) 別表第2に掲げる特例認定者

3 適任証及び適任証（車椅子専用）の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただ

し、消防機関の行う別表第3に掲げる定期講習（以下「定期講習」という。）を受けた者については、更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。

（適任証の携帯）

第8条 乗務員及び乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証又は適任証（車椅子専用）を携帯するものとする。

（乗務体制）

第9条 乗務員は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上とするものとする。ただし、退院等を目的とした運行をする場合、又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1人とすることができる。

2 乗務員（車椅子専用）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1人以上とするものとする。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させ、又は乗務員（車椅子専用）数を2人以上とする等、対応に必要な体制を確保するものとする。

（患者等搬送用自動車の要件）

第10条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えているものであること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

（知識及び技能の維持向上）

第11条 患者等搬送事業者は、乗務員及び乗務員（車椅子専用）に患者等の安全搬送に関する知識及び技能の向上に努めさせるものとする。

2 患者等搬送事業者は、乗務員及び乗務員（車椅子専用）に対して2年に1回以上、定期講習を受講させるものとする。

（消毒の実施要領等）

第12条 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材の消毒は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
- (2) 使用後消毒 毎使用後
- (3) 医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと

と。

2 消毒の実施要領は、別表第4に定めるとおりとする。

3 第1項第1号の定期消毒を実施したときは、その旨を患者等搬送用自動車等消毒実施記録表(様式第2号)に記載し、患者等搬送用自動車内及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)内の見やすい場所に表示しておくものとする。

(衛生管理及び安全管理)

第13条 衛生管理及び安全管理については、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 乗務員及び乗務員(車椅子専用)は、患者等搬送事業にふさわしい服装とし、常に清潔の保持に努めること。

(2) 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車(車椅子専用)及び積載資器材等の点検整備は、確実に行い清潔の保持に努めること。

(3) 患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させる等安全搬送のための措置を講ずること。

(患者等搬送用自動車の表示)

第14条 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別表第5の1により行うものとする。

2 患者等搬送用自動車(車椅子専用)の車体には、患者等搬送用自動車(車椅子専用)である旨の表示を別表第5の2により行うものとする。

(積載資器材)

第15条 患者等搬送用自動車には、別表第6の1に掲げる資器材を備えるものとする。

2 患者等搬送用自動車(車椅子専用)には、別表第6の2に掲げる資器材を備えるものとする。

第3章 乗務員の講習

(講習の実施)

第16条 消防長は、乗務員及び乗務員(車椅子専用)に対し、搬送業務に必要な知識及び技能を習得させるため、適任者講習及び定期講習を実施するものとする。

(講習の計画)

第17条 消防長は、消防機関の行う適任者講習及び定期講習の実施計画を樹立するものとする。

(講習の実施基準等)

第18条 第16条で規定する講習の実施基準等については、別表第7によるものとする。

(講習実施の通知)

第19条 消防長は、第16条で規定する講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所その他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。

(講習等に関する事務手続)

第20条 講習に関する事務処理、消防機関の行う適任者講習の修了証及び適任証、適任証(車椅子専用)の交付又は再交付並びに特例認定者への適任証、適任証(車椅子専用)の交付手続は、別表第8によるものとする。

2 講習に要する経費のうち、消防長が必要と認めるものについては、受講者の負担とすることができる。

(講習の委託)

第21条 消防長は、第16条で規定する講習の全部又は一部を他の団体に委託することができるものとする。

第4章 認定等

(認定)

第22条 消防長は、第2章に定める指導基準に適合する患者等搬送事業者に対し、患者等搬送事業の認定（以下「認定」という。）をするものとする。

(認定対象の事業者)

第23条 認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第24条 消防長は、患者等搬送事業者から認定の申出があつたときは、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第15号）に、乗務員・乗務員（車椅子専用）名簿（様式第16号）及び患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）表（様式第17号）を添えて、申請を行わせるものとする。

(認定の審査等)

第25条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、認定審査基準表（様式第18号）により審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を認定（否認）結果通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき認定した事業者（以下「認定事業者」という。）に患者等搬送事業認定証（様式第20号）、患者等搬送事業者認定マーク（別図1、別図2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図3、別図4）（以下「認定証等」という。）を交付し、認定事業者から認定証等受領書（様式第21号）を提出させるものとする。

3 消防長は、認定証等を交付したときは、認定事業者台帳（様式第22号の1）又は認定事業者台帳（車椅子専用）（様式第22号の2）を作成するものとする。

(認定証等の有効期間)

第26条 認定証等の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年間とする。

(認定証等の更新)

第27条 消防長は、認定証等の更新を受けようとする認定事業者に対し、認定の期間が満了する日の1月前から満了する日までの間に更新を行わせるものとする。

2 認定証等の有効期間の更新の事務処理については、第24条から前条までの規定を準用するものとする。

(認定証等の再交付)

第28条 消防長は、認定事業者が認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送事業認定証等再交付申請書（様式第23号）により認定証等の再交付申請を行わせるものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、認定証等を申請者に交付するものとする。

（事業内容の変更）

第29条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業内容変更届出書（様式第24号）により届出を行わせるものとする。

(1) 患者等搬送事業認定（更新）申請書の内容を変更したとき。

(2) 患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

（認定の取消し等）

第30条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第2章に定める指導基準を遵守しないとき。

(2) 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

(3) その他認定を継続することが、不相当と判断される時。

2 消防長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第25号）により認定事業者に通知するものとする。

（認定の失効等）

第31条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

(1) 第23条に規定する認定の対象事業者でなくなったとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の更新手続をせず、認定証等の有効期間が満了したとき。

2 消防長は、認定事業者が前条第1項の規定により認定を取り消されたとき、又は前項の規定により認定の効力を失ったときは、認定証等返納請求書（様式第26号）により認定証等の返納を求めるものとする。

（認定事業者への指導等）

第32条 消防長は、年1回以上認定事業者に対し、第2章に定める指導基準の履行状況について調査するものとする。

2 消防長は、前項の規定による調査結果から、不適事項が認められたときは、指導基準に適合するよう指導するものとする。

（特異事案の報告等）

第33条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者に対し、速やかに特異事案・事故発生等報告書（様式第27号）により報告を行わせるものとする。

(1) 患者等搬送業務中患者等が死亡又は負傷したとき。

(2) 患者等搬送業務中患者等搬送用自動車が交通事故等により業務に支障が生じたとき。

(3) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故を発生させたとき。

2 消防長は、認定事業者に対し、次に掲げる事項について、患者等搬送状況報告書（様

式第28号)により当月の状況を、翌月の15日までに報告を行わせるものとする。

(1) 第6条各号に該当する件数

(2) 医師、看護師等が同乗した件数

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく感染症の患者を搬送した件数

(4) 前項各号に該当する件数

第5章 その他

(その他)

第34条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1の1（第7条関係）

1 消防機関の行う適任者講習〔乗務員〕

講習は、次表に掲げるものとする。

課目	時間数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	13
体位管理要領	2
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
搬送法	2
修了考査	2
合計	24

備考 課目の1時間は、45分とする。

2 講師

講習の講師は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (4) 救急救命士として1年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

3 修了考査の実施基準

講習の修了考査は、次の内容とし、80点以上をもって合格とする。

区分	課目	配点
実技	観察要領及び応急措置	60点
筆記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
合計		100点

別表第1の2（第7条関係）

- 1 消防機関の行う適任者講習〔乗務員（車椅子専用）〕
講習は、次表に掲げるものとする。

課目	時間数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	9
体位管理要領	1
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
搬送法	1
修了考査	1
合計	16

備考 課目の1時間は、45分とする。

2 講師

講習の講師は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (4) 救急救命士として1年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

3 修了考査の実施基準

講習の修了考査は、次の内容とし、80点以上をもって合格とする。

区分	課目	配点
実技	観察要領及び応急措置	60点
筆記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
合計		100点

別表第2（第7条関係）

消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

分類	
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者

別表第3（第7条関係）

定期講習

課目	時間数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合計	3

備考

- 1 課目の1時間は、45分とする。
- 2 上記に掲げる講習の講師は、適任者講習と同じ者をもって充てるものとする。

別表第4（第12条関係）

消毒の実施要領

1 定期消毒

(1) 資器材

ア 消毒用薬剤により殺菌消毒を行うこと。

イ 消毒用薬剤による殺菌消毒が不可能な資器材については、洗浄、乾燥、日光消毒等適当な消毒を実施すること。

ウ 使用頻度の少ない資器材についても、必ず実施すること。

(2) 車両

水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧等による殺菌消毒を車内全般にわたり実施すること。

2 使用後消毒

(1) 患者等搬送乗務員

搬送業務終了後、手指及び口腔内の消毒を次により実施すること。

ア 手指の消毒は、前腕部を含めて水道水により行い、血液や汚物等の付着がある場合は、特に入念に洗浄した後、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。

イ 口腔内の消毒は、手指を洗浄した後、うがい薬等により行うこと。

(2) 資器材

搬送業務終了後、水道水による洗浄や清拭等を行った後、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。

(3) 車両

搬送業務終了後、汚染場所等を水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行うこと。水洗いを避けなければならない場合は、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行うこと。また、特に血液や吐物等により汚染している箇所は、重点的に行うこと。

3 その他

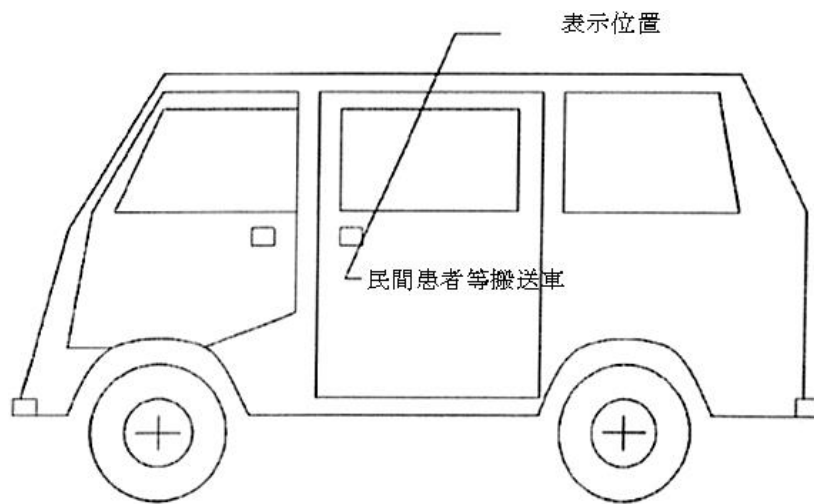
(1) 定期消毒及び使用後消毒とも、実施者の手指を消毒して行うこと。

(2) 必要に応じ使い捨てマスク及び使い捨ての手袋等を使用し、感染に対する防止策を講じること。

別表第5の1（第14条関係）

患者等搬送用自動車の表示方法

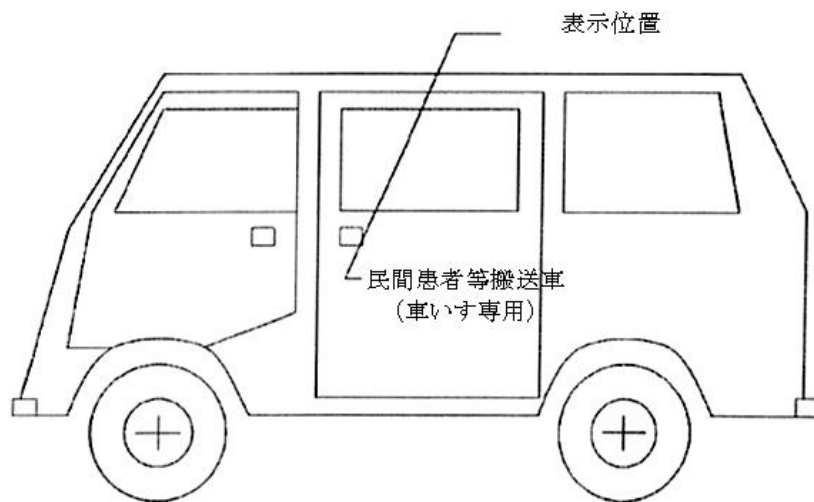
- 1 文字は、ペンキ又はシールによる横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うこと。
- 2 「民間患者等搬送車」の文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。ただし、国土交通省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。
- 3 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面の見やすい位置とする。



別表第5の2（第14条関係）

患者等搬送用自動車（車椅子専用）の表示方法

- 1 文字は、ペンキ又はシールによる横書きとし、自動車の両側面及び後面に行うこと。
- 2 「民間患者等搬送車」の文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。ただし、国土交通省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。
- 3 患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）は、自動車後面の見やすい位置とする。



別表第6の1（第15条関係）

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項目	品名
呼吸管理用資器材	バックバルブマスク ポケットマスク
保温搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 まくら
創傷等保護用資器材	三角布 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ AED

備考 ※印は、任意の積載とする。

別表第6の2（第15条関係）

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項目	品名
呼吸管理用資器材	※ バックバルブマスク ポケットマスク
保温搬送用資器材	※ 敷物 保温用毛布 担架 ※ まくら
創傷等保護用資器材	三角布 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ AED

備考 ※印は、任意の積載とする。

別表第7（第18条関係）

講習の実施基準等

項目\種別	消防機関の行う適任者講習		定期講習
	乗務員	乗務員 (車椅子専用)	
実施者	消防長	消防長	消防長
実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
講習内容	別表第1の1による	別表第1の2による	別表第3による
講習時間	24時間	16時間	3時間
講師及び教材	実施者が定める。		
消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間を変更することができる。			

別表第8（第20条関係）

消防機関の行う適任者講習等の事務手続要領

1 消防機関の行う適任者講習及び修了証等の交付

事務処理手順	処理要領
講習の通知	消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者に通知する。
受講の申請	受講申請は、患者等搬送乗務員講習受講申請書（様式第3号）により、消防長あてに提出する。
受講票の交付	消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書を受理したときは、患者等搬送乗務員講習受講票（様式第4号）を申請者に交付する。
講習受講（修了）者の整理	消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書に基づき、適任者講習受講（修了）者名簿（様式第5号）を整理する。
適任者講習修了証及び適任証の交付	(1) 消防長は、適任者講習修了後、適任者講習受講（修了）者名簿を整理し、適任者講習修了証（様式第6号）を修了者に交付する。 (2) 消防長は、適任証を適任者講習修了者に交付する。
原票の整理	消防長は、適任者講習修了証等原簿（様式第7号）を作成し、整理及び保存する。

2 定期講習

事務処理手順	処理要領
講習の通知	消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者に通知する。
受講の申請	受講申請は、患者等搬送乗務員講習受講申請書により、消防長あてに提出する。
受講票の交付	消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書を受理したときは、講習受講票を申請者に交付する。
講習受講（修了）者の整理	消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書に基づき、定期講習受講（修了）者名簿（様式第8号）に記載し、整理する。

講習修了の記録	消防長は、定期講習を修了した後、患者等搬送乗務員適任証の再講習受講欄に、講習を修了した旨を記載する。
---------	--

3 特例認定者への適任証の交付

事務処理手順	処理要領
特例認定の申請	特例認定者としての適任証の交付を受けようとする者は、特例認定者申請書（様式第9号）により、消防長あてに提出する。
特例認定者名簿の整理	消防長は、特例認定者申請書に基づき特例認定（否認定）者名簿（様式第10号）を整理する。
患者等搬送乗務員適任証の交付	消防長は、特例認定者申請書及び資格を証明するものにより内容を審査し、特例認定者と認めるときは、適任証を申請者に交付する。
原票の整理	消防長は、適任者講習修了証等原簿を作成し、整理及び保存する。

4 消防機関の行う適任者講習修了証の再交付

事務処理手順	処理要領
再交付の事由	適任者講習修了証の交付を受けている者が、その修了証を亡失、汚損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。
再交付の申請	再交付申請は、修了証再交付申請書（様式第11号）により、消防長あてに提出する。
修了証の作成	消防長は、修了証再交付申請書を適任者講習修了証等原簿により照合し、支障ないと認めたときは、適任者講習修了証を作成するとともに、適任証再交付簿（様式第12号）を整理する。

5 患者等搬送乗務員適任証の再交付

事務処理手順	処理要領
再交付の事由	適任証の交付を受けている者が、その適任証を亡失、汚損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。
再交付の申請	再交付申請は、適任証再交付申請書（様式第13号）により、消防長あてに提出する。

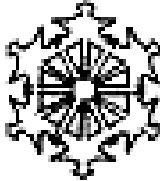
適任証の作成	消防長は、適任証再交付申請書を適任者講習修了証等原簿により照合し、支障ないと認めるときは、適任証を作成するとともに、適任証再交付簿(様式第14号)を整理する。
適任証の交付	消防長は、適任証を申請者に交付する。

様式第1号の1 (第7条関係)

患者等搬送乗務員適任証

表紙(裏)

(表)

<p>※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 患者等搬送乗務員 適任証 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 大月市消防本部 </div>
-----------------------------------	--

200mm

70mm

(注) 地色は水色とし、文字は黒色とする。

内側(第1面)

(第2面)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (ふりがな) 氏名 </div> <p>年 月 日生</p> <p>本籍地</p> <p>都道府県</p> <p>年 月 日交付</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 40px; margin-top: 10px;"></div> <p style="margin-top: 10px;">上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証する。 大月市消防本部 消防長</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">再講習受講欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	再講習受講欄				年月日	実施本部	年月日	実施本部																								
再講習受講欄																																	
年月日	実施本部	年月日	実施本部																														

200mm

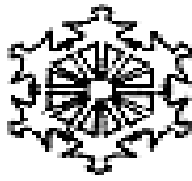
70mm

様式第1号の2(第7条関係)

患者等搬送乗務員適任証

表紙(裏)

(表)

<p>※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適任証 (車椅子専用)</p> <p>大月市消防本部</p> </div>
-----------------------------------	---

200mm

70mm

(注)地色はピンク色とし、文字は黒色とする。

内側(第1面)

(第2面)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>← 30mm →</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">40mm</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">押出 スタンプ 大月市消防本部</p> </div> <p>(ふりがな) 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>本籍地</p> <p>都道府県</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、患者等搬送乗務員 (車椅子専用)に適することを証する。 大月市消防本部 消防長</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">再 講 習 受 講 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本 部</th> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本 部</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	再 講 習 受 講 欄				年 月 日	実施本 部	年 月 日	実施本 部																								
再 講 習 受 講 欄																																	
年 月 日	実施本 部	年 月 日	実施本 部																														

200mm

70mm

様式第4号(第20条関係)

患者等搬送乗務員講習受講票

受付番号	第 号		
講習種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適任者講習[乗務員] ・ 適任者講習[乗務員(車椅子専用)] ・ 定期講習 		
ふりがな 氏名 生年月日	(年 月 日生)		
勤務先名称			
所在地		電話	—
受講日時	年 月 日	時 分	分から 年 月 日 時 分まで
講習場所			
写真 横3cm×縦4cm (定期講習の 場合は不要)	※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この受講票は、講習当日持参して受付に提出してください。
- 2 ※欄には、記入しないこと。

様式第6号(第20条関係)

第 号

適任者講習修了証

(あて先)

様

あなたは適任者講習[乗務員・乗務員(車椅子専用)]を修了しました。
よってこれを証します。

年 月 日

大月市消防本部
消防長

印

様式第7号(第20条関係)

適任者講習修了証等原簿

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日 生		
住所		電話	—
本籍	都道府県		
修了証番号	第 号	修了証交付 年 月 日	年 月 日
適認証番号	第 号	適任証交付 年 月 日	年 月 日
経過	適任者講習[乗務員]・[乗務員(車椅子専用)]経過		
	定期講習受講経過		
	定期講習年月日	受講消防本部	
	年 月 日	消防本部	
	年 月 日	消防本部	
年 月 日	消防本部		
備考			

様式第9号(第20条関係)

特例認定者申請書 年 月 日 (あて先) 大月市消防本部 消防長 様 申請者 氏名 印			
写真 3cm×4cm	氏名		
	住所		電話 —
勤務先名称			
勤務先所在地		電話	—
※ 受 付		※ 備 考	

備考

- 1 患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者と同等以上と認められる資格を証明するものを提示すること。
- 2 写真は受講申請前6月以内に撮影した正面上半身像(横3cm×縦4cm)のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを2枚添付すること。
- 3 ※欄には記入しないこと。

様式第 1 1 号(第 2 0 条関係)

修了証再交付申請書 (あて先) 年 月 日 大月市消防本部 消防長 様 申請者 住所 氏名 印 下記理由により患者等搬送乗務員適任証を(亡失・滅失・汚損・破損)しましたので再交付を申請します。			
事業者名			
所在地		電話	—
資格取得年月日	年	月	日
(理由)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 写真 3cm×4cm </div>		
※ 受 付			

備考

- 1 写真 6 月以内に撮影した正面上半身像(横 3 cm×縦 4 cm)のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを 2 枚添えて申請すること。
- 2 ※欄には記入しないこと。

様式第13号(第20条関係)

<p style="margin: 0;">適任証再交付申請書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(あて先) 大月市消防本部 消防長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p style="margin: 0;">下記理由により適任証を(亡失・滅失・汚損・破損)しましたので再交付を申請します。</p>			
事業者名			
所在地		電話	—
資格取得年月日	年 月 日		
(理由)		<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写真 3cm×4cm</p> </div>	
※ 受 付			

備考

- 1 写真 6月以内に撮影した正面上半身像(横3cm×縦4cm)のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを2枚添えて申請すること。
- 2 ※欄には記入しないこと。

様式第15号(第24条関係)

<p>患者等搬送事業認定(更新)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>大月市消防本部</p> <p style="text-align: center;">消防長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">患者等搬送事業の認定(更新)について下記のとおり申請いたします。</p>			
事業者名			
所在地		電話	—
管理責任者職氏名			
運輸省免許登録番号			
定款に定める事業内容			
※受付			

備考

- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 必要な関係書類を添付すること。
- 3 ※欄には記入しないこと。

様式第16号(第24条関係)

乗務員・乗務員(車椅子専用)名簿

番号	氏名	性別	年齢	適任証			
				適任証種別	適任証番号	交付年月日	備考
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	
						年 月 日	

備考 適任証種別の欄は、次に掲げる種別のうち該当する種別の番号を記入

- 乗務員適任証・・・・・・・・・・ 1
- 乗務員適任証(車椅子専用)・・・・ 2

様式第17号（第24条関係）

患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車(車椅子専用)表

車種(形式)		塗色				
車両番号		定員	人			
患者等収容部分の大きさ		長さ	cm			
		幅	cm			
		高さ	cm			
換気設備	有 無	冷房設備	有 無			
暖房設備	有 無	通信装置種別	電話 — FAX — 無線波			
ストレッチャー等の固定設備	有 無	ストレッチャーへの患者等固定ベルト	有 無			
車いすの固定装置	有 無	同乗者用シートベルト	有 無			
ストレッチャーの大きさ	長さ	cm	幅	cm	高さ	cm
患者等搬送用自動車等消毒実施記録表の表示位置						
積載資器材						
品名	数量		品名	数量		

添付書類 車両の写真(前面、後面、右側面及び左側面を写したもの。)

(表)

車両写真

(前面)

(後面)

(裏)

(右側面)

(左側面)

様式第18号(第25条関係)

認定審査基準表

事業者名			
所在地		電話	—
管理責任者・職氏名			
自動車の区分		<input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 <input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車(車椅子専用)	
審査項目		判定	不適内容
1	乗務員の資格要件	適・不適	
2	1台あたりの乗務体制	適・不適	
3	患者等搬送用自動車	(1) 緩衝装置	適・不適
		(2) 換気及び冷暖房装置	適・不適
		(3) 室内のスペース	適・不適
		(4) ストレッチャー又は車椅子の固定	適・不適
		(5) 乗降を容易にする装置	適・不適
		(6) 通信、連絡装置等	適・不適
4	車両の外観	適・不適	
5	積載資器材	適・不適	
6	車両・資器材の消毒体制	適・不適	
7	乗務員の服装	適・不適	
8	パンフレット等の表示	適・不適	
9	道路運送法の許可、登録の状況	適・不適	
備考			

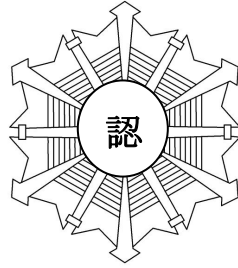
様式第19号(第25条関係)

認定（否認定）結果通知書	
(あて先)	第 年 月 日 号
様	
	大月市消防本部 消防長 印
年 月 日 付けで申請のあったことについて、下記により 認定する。 認定しない。	
事業者名	
所在地	
管理責任者職氏名	
認定証番号	
否認定理由	
備考	

問合せ先

大月市消防本部 救急担当

電話 0554-22-0119(代)



患者等搬送事業認定証

(あて先)

殿

大月市消防本部が定める
〔患者等搬送事業
患者等搬送事業 (車椅子専用)〕の認定基準に適合し

ていると認定する。

1 所在地

2 名称

3 有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

大月市消防本部

消防長

印

様式第21号(第25条関係)

<p>認定証等受領書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>大月市消防本部</p> <p>消防長 様</p> <p style="text-align: right;">受領者</p> <p style="text-align: right;">職・氏名 印</p>	
事業者名	
所在地	
管理責任者職氏名	
認定証有効期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
認定証番号	第 号
患者等搬送事業者認定マーク	枚
患者等搬送自動車認定マーク	枚

様式第22号の1(第25条関係)

認定事業者台帳

事業者名		認定年月日	年 月 日
所在地		認定証番号	
電話	—		
管理責任者 職・氏名		連絡先	
更新年月日	認定証番号	更新年月日	認定証番号
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
自動車 台 数	車番	自動車登録番号	自動車電話番号等
	1号車		
	2号車		
	3号車		
	4号車		
適任証取得者	男 人	女 人	合計 人
備考			

様式第22号の2 (第25条関係)

認定事業者台帳(車椅子専用)

事業者名		認定年月日	年 月 日
所在地		認定証番号	
電話	—		
管理責任者 職・氏名		連絡先	
更新年月日	認定証番号	更新年月日	認定証番号
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
自動車 台 数	車番	自動車登録番号	自動車電話番号等
	1号車		
	2号車		
	3号車		
	4号車		
適任証取得者	男 人	女 人	合計 人
備考			

様式第23号(第28条関係)

患者等搬送事業認定証等再交付申請書 年 月 日 (あて先) 大月市消防本部 消防長 様 申請者 住所 氏名 印 患者等搬送事業認定証等の再交付について、次のとおり申請します。			
事業者名			
所在地		電話	—
認定証交付年月日	年 月 日		
再交付申請区分	1 患者等搬送事業認定証 (患者等搬送事業 ・ 患者等搬送事業 (車椅子専用)) 2 患者等搬送事業者認定マーク (患者等搬送事業者 ・ 患者等搬送事業者 (車椅子専用)) 3 患者等搬送用自動車認定マーク (患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車 (車椅子専用))		
再交付理由	(亡失・滅失・汚損・破損)		
※受付			

備考

- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 「再交付申請区分」の欄は、再交付の対象となるものに○印を記載すること。
- 3 ※欄には記入しないこと。

様式第 25 号(第 30 条関係)

認定取消通知書

年 月 日

(あて先)

様

大月市消防本部

消防長

印

次の理由により、大月市消防本部が認定する患者等搬送事業者として不
当と認められるので、認定を取り消します。

事業者名			
所在地		電話	—
管理責任者・職氏名			
認定書交付年月日			
認定証番号			
認定取消理由			

様式第 2 6 号(第 3 1 条関係)

<p>認定証等返納請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>様</p> <p>大月市消防本部 消防長 印</p> <p>認定証及び認定マークを速やかに返納するよう請求します。</p>			
事業者名			
所在地		電話	—
管理責任者・職氏名			
返納理由			

様式第 2 7 号(第 3 3 条関係)

特異事案・事故発生等報告書 (あて先) 年 月 日 大月市消防本部 消防長 様 事業者名 住所 代表者職・氏名 印 当事業所において発生した特異事案は、次のとおりでしたので報告します。			
認定証交付年月日	年 月 日	認定証番号	第 号
特異事案等の内容及びその後の処置			
※受 付			

備考

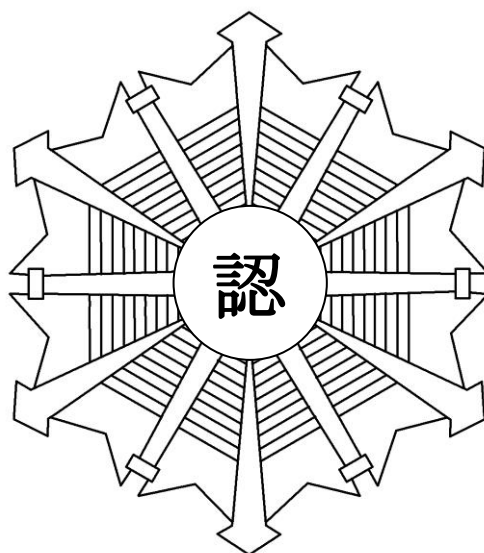
- 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 写真や資料がある場合は添付すること。

様式第 28 号(第 33 条関係)

<p style="margin: 0;">患者等搬送状況報告書</p> <p style="margin: 0;">(あて先) 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大月市消防本部</p> <p style="margin: 0;">消防長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">事業者名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">代表者職・氏名 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">当事業所の 年 月中の患者等搬送状況は、次のとおりでしたので報告します。</p>						
搬送の区分				当月	累計	
搬送要請時、救急車を必要とした件数						
搬送要請者の依頼場所到着時、救急車を必要とした件数						
患者等搬送中に救急車を必要とした件数						
医師又は看護師が同乗した件数						
感染症の患者を搬送した件数						
合計						
特 異 事 案 報 告 分	業務中、患者等が死亡した件数					
	業務中、患者等が負傷した件数					
	業務中、患者等搬送用自動車が交通事故を起こした件数					
	その他の特異事案					
	小計					
応 急 処 置 の 件 数	応急処置内容	当月	累計	応急処置内容	当月	累計
	① 心肺蘇生			④ 嘔吐物の処置		
	② 人口呼吸			⑤ 創傷の処置		
	③ 気道確保			⑥ その他		
	④ ⑤ ⑥は他と重複回答する。			小計		

別図1（第25条関係）

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送に適合する事業者として認定する。

大月市消防本部

備考 地：緑色、文字：黒色、マーク：金色

横23.7cm、縦：36cm

別図 2 (第 25 条関係)

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送（車椅子専用）に適合する事業者として認定する。

大月市消防本部

備考 地：ピンク色、文字：黒色、マーク：金色
横 23.7 cm、縦：36 cm

別図3（第25条関係）

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車の後面であって運転者の視界を妨げない範囲の見やすい位置に貼付すること。

備考 地：緑色、文字：黒色、マーク：金色

直径：9 c m

別図4（第25条関係）

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）は、自動車の後面であって運転者の視界を妨げない範囲の見やすい位置に貼付すること。

備考 地：ピンク色、文字：黒色、マーク：金色

直径：9 c m